

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年1月24日（平成30年（行情）諮問第43号）及び同年
3月12日（平成30年（行情）諮問第131号）

答申日：平成31年4月22日（平成31年度（行情）答申第4号及び同第5号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件
「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『艦船と安全』2017年3～4月号。」及び「『艦船と安全』2017年5～6月号。」（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求（以下、順に「本件開示請求1」及び「本件開示請求2」といい、併せて「本件開示請求」という。）に対し、次の6文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

文書1 艦船と安全 2017年3月号（No. 575）（表紙から3頁目まで）

文書2 艦船と安全 2017年4月号（No. 576）（表紙から3頁目まで）

文書3 艦船と安全 2017年3月号（No. 575）（表紙から3頁目までを除く。）

文書4 艦船と安全 2017年4月号（No. 576）（表紙から3頁目までを除く。）

文書5 艦船と安全 2017年 5月号（1枚目ないし5枚目）

文書6 艦船と安全 2017年 6月号（1枚目ないし5枚目）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月30日付け防官文第10252号、同年8月30日付け防官文第12875号及び同年11月10日付け防官文第16330号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「処分1」ないし「処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

ア 平成30年(行情)諮問第43号

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 平成30年(行情)諮問第131号

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

(イ) 国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成18年3月総務省行政管理局情報公開推進室)(別紙省略)は、「行政文書を文書又は図面と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」(表紙から22枚目)と定めている。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者にあらかじめ特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合に

も、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

(1) 処分1及び処分3

本件開示請求1については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年6月30日付け防官文第10252号により、文書1及び文書2について、法9条1項の規定に基づき、法5条1号に該当する部分を不開示とする処分1を行った後、同年11月10日付け防官文第16330号により、文書3及び文書4について、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とする処分3を行った。

(2) 処分2

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年8月30日付け防官文第12875号により、文書5及び文書6について、法5条1号に該当する部分を不開示とする処分2を行った。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書は、「艦船と安全」の印刷・製本業務を委託している印刷業者から納品された冊子及び当該冊子から作成したPDFファイルの電磁的記録であり、本件対象文書のほかに電磁的記録は保有していない。

3 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりである。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するように求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイルを特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 平成30年1月24日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第

- 4 3 号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受 (同上)
 - ③ 同年 2 月 9 日 審議 (同上)
 - ④ 同年 3 月 1 2 日 諮問の受理 (平成 3 0 年 (行情) 諮問第 1 3 1 号)
 - ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を收受 (同上)
 - ⑥ 同月 2 2 日 審議 (同上)
 - ⑦ 平成 3 1 年 3 月 5 日 本件対象文書の見分及び審議 (平成 3 0 年 (行情) 諮問第 4 3 号及び同第 1 3 1 号)
 - ⑧ 同年 4 月 1 8 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施, 本件対象文書の見分, 平成 3 0 年 (行情) 諮問第 4 3 号及び同第 1 3 1 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は, 本件請求文書の開示を求めるものである。

審査請求人は, 原処分 of 取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており, 諮問庁は, 本件対象文書を特定し, その一部が法 5 条 1 号, 3 号及び 6 号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから, 以下, 本件対象文書の見分結果に基づき, 本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について, 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は, 艦船に対する安全指導の徹底及び隊員の安全意識の高揚を図り, 事故防止に資することを目的として, 海上自衛隊護衛艦隊司令部 (以下「司令部」という。) が編集及び発行した部内向けの文書である。

イ 司令部は, 本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録並びに司令部が作成した表紙及び巻頭・巻末の電磁的記録を編集して CD-R に保存し, 「艦船と安全」の印刷・製本業務を委託している印刷業者に渡し, 当該業者によって最終的に印刷及び製本された冊子を納品させている。

ウ 上記 CD-R については, 上記イの冊子の納品の際に, 製本版の PDF 形式の電磁的記録が保存された状態で印刷業者から返却されることから, 隊員の利便性を考慮し, 当該 PDF 形式の電磁的記録を部内イントラネット上の掲示板に掲載している。

なお, 上記 CD-R 及びそれに保存されている電磁的記録について

は、上記 P D F 形式の電磁的記録の部内イントラネット上の掲示板への掲載後、保存する必要がないため、廃棄した。

エ 本件対象文書は、印刷業者から納品された冊子及び P D F 形式の電磁的記録であり、本件対象文書の外に電磁的記録は保有していない。

オ 原処分に当たっては、確実に期すために文書管理を行っている司令部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行い、本件対象文書の外に電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件審査請求を受け、再度、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に電磁的記録は確認されなかった。

(2) 本件対象文書の作成方法及び利用方法を踏まえると、P D F 形式の電磁的記録の外に本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件対象文書以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

当審査会において文書6を確認したところ、当該文書の2枚目に氏名が記載されているものの、3枚目には氏名が記載されていないことが認められる一方、処分2に係る行政文書開示決定通知書の「2. 不開示とした部分」には、文書6の不開示部分のうち氏名について「3枚目の氏名」と記載されていることから、文書6の2枚目に記載されている氏名については、処分2において不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分2に係る行政文書開示決定通知書の「2. 不開示とした部分」の誤記載であるとのことであった。

しかしながら、処分2については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、文書6の不開示部分のうち2枚目に記載されている氏名については、処分2において開示された部分と認められ、本件審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

(1) 法5条1号該当性について

別表の番号1欄に掲げる不開示部分(上記において不開示情報該当性についての判断は行わないとした部分を除く。)は、写真の一部であって特定個人の顔が判別可能な部分並びに寄稿者及び自衛隊員の家族の氏名、自衛隊員の所属及び年齢等に係る記載であることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定

の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、将官以外（1佐以下の自衛官及び事務官等）の者の顔写真については、ウェブサイト等の広報資料等において顔写真を公表している者を除き、公表慣行がないものとして不開示としているとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には海上自衛隊の装備品に関する情報が、番号3欄に掲げる不開示部分には海上自衛隊の訓練及び運用に関する情報がそれぞれ記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の装備品の能力並びに海上自衛隊の訓練及び運用に関する情報が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文

書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分は，同条1号，3号及び6号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	2枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）及び3頁の寄稿者の氏名	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから，法5条1号に該当する。
	文書 2	3枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書 3	6頁，14頁，16頁，18頁ないし20頁，22頁ないし24頁，26頁，28頁，30頁，32頁，34頁，36頁，37頁，39頁，40頁，42頁，44頁，46頁，52頁，56頁，60頁，61頁，64頁，65頁，68頁及び70頁ないし74頁までのそれぞれ一部	
	文書 4	4頁，6頁，9頁，11頁，15頁，16頁，18頁，19頁，21頁，23頁，25頁，29頁，31頁，33頁，36頁，40頁，43頁，46頁，51頁，53頁，56頁，58頁，60頁，62頁，64頁，66頁，67頁，69頁ないし71頁及び巻末のそれぞれ一部	
	文書 5	1枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書 6	2枚目及び3枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。），3枚目の氏名並びに5枚目の寄稿者の氏名	

2	文書 3	2 5 頁の写真の一部	海上自衛隊の装備品に関する情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の装備品の能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当する。
	文書 4	6 6 頁の写真の一部	
3	文書 3	3 6 頁及び 3 7 頁のそれぞれ一部	海上自衛隊の訓練及び運用に関する情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の運用能力及び体制が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当する。
4	文書 3	巻末のメールアドレス	防衛省のネットワークで使用されているアドレスであり，これを公にすることにより，部外者により虚偽又は大量の情報を送信され，その結果，情報の信頼性を喪失する等，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号に該当する。
	文書 4		